

1920年代前半における石炭鉱業連合会の活動と筑豊 炭鉱業

荻野, 喜弘

<https://doi.org/10.15017/4493075>

出版情報：経済學研究. 59 (3/4), pp.55-79, 1994-03-10. 九州大学経済学会
バージョン：
権利関係：



1920年代前半における石炭鉱業連合会の 活動と筑豊炭鉱業

荻野喜弘

はじめに

1920年代は日本石炭産業における独占的体制の再編期であった。この点にかかわって、筆者は、日本における石炭独占について、つぎのような見通しを述べたことがある。すなわち、「日露戦後以降の日本における石炭市場の展開をみると、日露戦時・戦後に端緒的に成立した協調的市場構造は、日露戦後恐慌以降の長期的な不況過程のなかでいったんは破綻し、有力経営間の競争構造へと移行した。そのなかで最有力の三井は生産の拡張に努めるとともに取扱炭の増加、市場への介入強化をめざした。その結果、三井物産を中心に一九一一年筑豊炭プール協定、一三年筑豊炭四社協定、一四年北海道炭三社協定、一六年北炭・三菱美唄協定などの販売カルテルが結成され、これらは一四一一六年の筑豊炭をはじめとする全国的な採炭制限と結合し、さらに東アジア石炭市場において一六年の五社協定に至る販売カルテルの結成が進んだ。このような販売・生産諸カルテルが一九一二年後半から一四年初めにかけて炭価の上昇を生み出し、一四年半ばから一六年にかけては炭価の下支え、回復をもたらした。かかる有力経営による協調体制は大戦ブーム期においても維持する努力がなされ、石炭市場は、とりわけ上等炭市場にお

いて、比較的安定的に推移したのである」。かくして「日本の石炭業においては第一次大戦期前半に流通優位の独占的体制が生産面に補完されて成立したとみられる。しかしこの三井物産中心の独占的体制も、生産・販売両面の分散化に基づく三井物産の石炭取扱高の減少によって弱体化していったのであり、戦後恐慌以降の不況過程における独占的体制の再編は生産面での組織化を軸に、販売面における有力経営間の関係再編という形で進行することになる」¹⁾。

さて、本稿は、このような見通しをふまえて戦後恐慌に始まる1920年代における独占的体制の再編について、生産面でのカルテル活動を検討の対象とする。1920（大正9）年3月に戦後恐慌が発生し、ブーム期に弛緩した石炭独占体制が再編強化されることになった。まず21年5月から筑豊石炭鉱業組合の提唱によって全国的送炭制限が実施され、同年10月石炭鉱業連合会が設立され、全国的生産カルテル組織の確立をみた。石炭鉱業連合会はなによりも送炭調節という形式で出炭を統制する生産カルテル組織であった。この石炭鉱業連合会の成立をもって石炭独占体制は生産カルテルとして組織的確立をみたのであり、1920年代の石炭独占体制はこの

1) 拙稿「第一次大戦前後における筑豊炭の市場動向」(『エネルギー史研究』15号, 1991年12月)28~29頁。

図1 九州炭価格の推移 (1914~1933年) (単位: 円/t)



出典: 鉱山局『本邦鉱業ノ趨勢』各年次。

備考: 1万斤=6トンで換算, 門司価格は1928年までと1929年からは基準を異にする。

石炭鉱業連合会を軸に展開していくことになる。その送炭統制の歴史は、『石炭鉱業連合会創立拾五年誌』によれば、第1期は1921(大正10)年~24年末の初期統制時代、1925年の送炭統制撤廃を経て、第2期は1926(昭和元)年~31年の統制の試煉時代、第3期は1932年以降の統制発達の時代に区分できる²⁾。

本稿は、石炭鉱業連合会について第1期に限定して、その生産カルテルとしての活動を、筑豊炭を中心に検討したい。1925年以降の石炭鉱業連合会、および販売カルテルなどについての検討は別の機会にゆずることとする。

1920年代の石炭カルテルについては、松尾純広の研究がある³⁾。松尾は、1920年代前半の石炭鉱業連合会による送炭調節は、送炭調節量が実送量より過大に設定されており、貯炭量の調整

に意味をもったわけではなく、その効果を過大に評価するわけにはいかないとし、石炭独占組織による炭価支配力が確保されたのは、1920年代後半のこととしている。松尾の分析は送炭調節の方法について具体的分析を欠如しているため、説得力という点では不十分である。本稿では、送炭調節の実態、とくに筑豊石炭鉱業組合による統制について、実証的な解明を試みることによって、1920年代前半の石炭鉱業連合会の機能について検討を加えることにしたい。

I 戦後恐慌の発生と出炭・送炭制限

まず戦後恐慌期についてみよう。炭況の推移をみると(図1参照)、1920年3月に戦後恐慌が発生したが、「曩に株式期米の急転直下の大崩落を演ずるや、各種商品は概ね続落したに拘らず、独り炭況は依然新春以来の強硬持合を持續し」ており、炭価は直ちには下落せず、炭価が下落に転じたのは4月からで、6月中旬ころから石炭市場の崩壊が始まり、炭価が大幅に続落し

2) 『石炭鉱業連合会創立拾五年誌』(石炭鉱業連合会, 1936年) 7~14頁。

3) 松尾純広「日本における石炭独占組織の成立」『社会経済史学』50巻4号, 同「石炭鉱業連合会と昭和石炭株式会社」(橋本寿朗・武田晴人編著『兩大戦間期日本のカルテル』御茶の水書房, 1985年)。

た⁴⁾。九州炭トン当たり東京価格は20年3～5月35.89円から6月35.16円、8月33.22円と下落した。

このため20年5月から休廃坑があいついだ。4月には筑豊五郡には合計182炭鉱が稼働していたが、4月以降の休止は46鉱、操業縮小が98鉱にのぼり、したがって恐慌による直接的な影響をうけた炭鉱は144鉱、全体のおよそ8割に達した⁵⁾。また三井物産門司支店の調査によれば、6月22日までに中小炭鉱45鉱が休廃業し、それら炭鉱の20年1～5月までの出炭量は合計91,634 tであった⁶⁾。このように4、5月に休廃坑した炭鉱のほとんどが中小、零細炭鉱であった。

6月に入ると、大手炭鉱を始めとして自主的な出炭・送炭制限が始まった。販売困難からまず販売側から受け入れ制限の要請があり、炭鉱側もこれに応じて送炭を手控え、出炭制限に及んだとみられる。たとえば、「炭況ノ悪化ハ益加速度ヲ以テ進ミ小商店ノ困難ハ勿論三井、古河、鈴木、麻生、佐藤其他大手筋受入激減ノ結果筑豊大炭坑ニテモ出炭制限ニ出テタルモノ多ク殊ニ貝島坑ニ於テハ現在ノ出炭約四割ヲ漸ク捌キ得ルノミニテ他ノ六割ノ処分ニ窮シ先日来連日幹部会議ノ結果明日ヨリ坑夫職工等ニ対シ一切給与ニ大節減ヲ加ヘ大々的出炭制限スペクト当方〔三菱商事若松支店〕モ払出甚ダ不振漸次貯炭増加ノ傾向アルヲ以テ山許へ積出手控方交渉中」(7月5日付)とされた⁷⁾。

- 4) 「炭価の気配と院炭の契約価格」『石炭市場の悪化』『東洋経済新報』1920年4月10日、7月24日。以下、新聞・雑誌の発行日は1920.4.10のように表記する。
- 5) 「休坑、廃坑」(筑豊石炭鉱業組合『庶務事蹟』大正九年二冊内)中の「炭況状況調」による。調査は5月末までのものとみられる。
- 6) 「炭坑廃休続出」『福岡日日新聞』1920.6.24。以下、『福岡日日新聞』は『福日』と略記する。

かかる事情から、6月18日、貝島は「経済恐慌に対処し出炭制限、人員整理、経費節約等の実行具体策を決定、毛勝、満之浦第二坑、大辻(大根土、上弦層)、大分(石切谷層)の採掘を中止し⁸⁾、三井田川も6月に出炭制限を実施した⁹⁾。また鞍手郡内の炭鉱では、貯炭増加対策として、公休日の増加、各種奨励金の撤廃等により出炭制限を行い、西川村方面の炭鉱では、目下貯炭の調査を急いでおり、近く何等かの貯炭整理を実施するとみられた¹⁰⁾。さらに9月初めには「大正古河、山下、大倉、三菱の各炭礦が何れも出炭制限をして」いる状況になり¹¹⁾、自主的な採炭制限が始まったのである。

送炭制限では20年6月ころに「三井三菱等の大手筋に於て坑所よりの発送止めを執行」し、その後三井、三菱は「此程発送止を解きたる模様なれど積出状況は依然として不振を極めた¹²⁾。7月初めには「従来比較的順調受入ヲナシ来レル安川モ最早持コタエ不出来昨日〔7月6日〕ヨリ受入甚敷減少当地同所員ノ談ニヨレバ暫時受入ヲ約半減スベク先日来所属炭坑ト交渉中ニテ明日最後ノ決定ヲ見ルベシト尚古河モ四割減見込」、「当方〔三菱商事若松支店〕モ貯炭益充溢本月分予算通り受入不可能ニ陥リタルニ付昨日〔7月11日頃〕筑豊三坑長ト会合百般ノ事情ヲ尽シテ懇談予算総高ヲ約二割三分引即チ

- 7) 三菱鉱業『出炭制限(鉱業会申合)』自大正九年至十二年。貝島は1920年の三井物産からの販売独立にともなう困難も加わったものとみられる。なお、〔 〕内は引用者によるもの、以下、同様。
- 8) 『貝島会社年表草案』(九州大学石炭研究資料センター『石炭研究資料叢書』第10輯、1989年3月所収)。
- 9) 筑豊石炭礦業史年表編纂委員会編『筑豊石炭礦業史年表』(田川郷土研究会、1973年)。以下、『筑豊年表』と略記。
- 10) 「炭坑出炭制限」『福日』1920.6.30。
- 11) 「炭坑整理時代」『福日』1920.9.9。
- 12) 「運炭激減」『福日』1920.7.1。

本年一、二月頃送炭高丈ヶ迄制限シテ貰フ事ニ
円満話合」がついた¹³⁾。かくして三井、三菱、
古河、安川などの筑豊有力炭鉱は20年7月には
いずれも自主的に送炭制限を実施したとみられ
る。

つぎに筑豊以外の各地における出炭制限につ
いてみよう。常磐炭では、「常盤地方は粉炭の需
要先たる上信地方製糸業不振のため各有力炭坑
に於ても夫々出炭制限を加へ居れるが尚山元貯
炭は漸増しつゝあ」った¹⁴⁾。また北海道の三菱美
唄では、三菱商事小樽支店との交渉の結果、出
炭予算55,000 t に対して、所要数量36,080 t の
外さらに切込炭4,000 t を引き受けさせ、毎月
40,080 t ずつ送炭することに取り決めた。小樽
支店要求の31,200 t に対しては、美唄側は「急
激ノ出炭減ハ操業上支障不尠」当方トシテハ最
小限四万屯位迄ニ支持致度キモノト存居候」と
して拒否したのである¹⁵⁾。

海外炭に関しては、撫順炭の動向についてふ
れておこう。南満州鉄道株式会社（以下、満鉄
と略称）は1919年に撫順炭鉱について古城子第
二露天掘を基礎に大増産計画を立案した。販売
面でも増産計画に基づいて、海外への輸出およ
び大型船の誘致策など積極的な販売政策を推進
した¹⁶⁾。満鉄は戦後恐慌の発生にもかかわらず、
当面積極策を継続した。「撫順は従来の年額三百
万噸より五百万噸に増加して薄利多売を決意」
し¹⁷⁾、「若し此際出炭に制限を加へるに於ては財
界恢復の暁に於て需要に應ずる事能はず尚冬期
に於ける石炭需要を見込みて此際出炭の制限を

為すは当を得ざるものとし積極的方針を採り販
売競争を内地輸送して以て内地炭と為す方針」
とされた¹⁸⁾。販売面では、朝鮮方面で「一割強二
円余の値下を為し以て内地炭の侵入に対抗する
事とし」¹⁹⁾、9月1日には2割方の値下げを発表
し、東京支社に直接販売所を設置し、さらに三
井物産石炭部をして売り込みの焦急を唱えた²⁰⁾。
満州内の所謂地売炭はトン当たり切込炭1円50
銭、粉炭2円の値下げを断行した（塊炭は据
置）²¹⁾。このような満鉄の積極政策は、「撫順炭
の内地炭と内地に於ける販売競争の結果内地炭
価に及ぼす影響鮮少なからざるべし」とされ、
内地の炭況不振を促進するとみられた²²⁾。

このような状況のなかでカルテル組織化の動
きが生じた。販売カルテルについては、世上で
は「三井、三菱及び古河等の大処では最近トラ
ストを作り、売止め価格を定めて此の案を具体
化しやうとしつゝあるとも言はれ」たが²³⁾、動き
の中心は生産カルテルであった。

すでに1920年7月には、「三井三菱其他主なる
鉱主は今後の石炭調節と炭価の適当なる維持を
図るため従来仲買商の手に依る思惑売買を廃し
特に注文ある数量以内の採掘に止めんとするの
議ある由」であり²⁴⁾、8月には需要方面は「先ず
三割減と見る方稍確実に近かるべく出炭が一割
五分減少するものとせば結局採炭制限の範囲は
一割五分見当を出でざる見込み」とされた²⁵⁾。し

13) 前掲『出炭制限（鉱業会申合）】。
14) 「常盤〔磐〕炭の打撃」『福日』1920, 8, 26。
15) 前掲『出炭制限（鉱業会申合）】。
16) 『南満洲鉄道株式会社第二次十年史』（南満洲鉄道
株式会社、1928年）588, 702~704頁。
17) 「撫順対鮮値下」『福日』1920, 9, 16。

18) 「撫順貯炭激増」『福日』1920, 8, 28。
19) 前掲「撫順対鮮値下」『福日』1920, 9, 16。
20) 「撫順炭値下げ」『福日』1920, 9, 9。
21) 「満鉄石炭値下」『福日』1920, 11, 20。
22) 前掲「撫順貯炭激増」『福日』1920, 8, 28。
23) 前掲「石炭市場の悪化」『東洋経済新報』1920, 7,
24。なお、この時期の販売カルテルについては、さ
しあたり拙稿「石炭鉱業」（北九州市史編さん委員
会編『北九州市史 産業経済II』北九州市、1992年）
77頁以下を参照のこと。
24) 「採炭調節問題」『福日』1920, 7, 24。
25) 「採炭制限問題」『福日』1920, 8, 21。

かしこの時には「昨秋石炭会議〔1920年秋の三井物産石炭会議〕ニ於テ此等難局面開展ノ方法トシテ出炭制限案提出セラレシガ当時ハ旺ニ地元坑主ノ自然淘汰ヲ見ツ、アリシ際トテ暫時其ノ経過ヲ傍觀シ時機ヲ見テ此ヲ実施スベシト云フ制限尙早論有力ナリシニヨリ同問題ハ一時据置トナ」った²⁶⁾。

かくして1920年下半期には、炭況は恐慌の深化にともなう需要の減少、すなわち「諸工場ノ閉鎖縮少ニヨル需要ノ減退ハ遂ニ貯炭ノ激増トナリ尚生産ノ過剩ト資金ノ欠乏トハ従前ノ好況ニ乗シ競フテ計画セシ企業或ハ拡張工事ヲ中止又ハ縮少スルノ已ムナキニ至」って、低調を極め、九州炭東京価格(トン当たり)は9月に31.61円と急落し、その後も続落して12月には29.75円まで下落した(図1参照)。その結果、石炭鉱業においては、「勢ニ駆ラレ劣等炭ノ採掘ヲ敢テシタル炭礦ハ生産物ノ販路ニ窮シ事業ヲ縮少シ又ハ廃業ヲ為スノ悲況ニ沈淪シ尚優良炭ヲ稼行セル諸炭礦ト雖モ自衛上出炭ノ制限ヲ余儀ナクセラルルノミナラス尚一層品質ノ改善ヲ要スルヲ以テ選炭機ノ新設又ハ拡張ヲ計レルモノ多シ」
「其他多数ノ中流以下ノ炭礦ハ現今ノ經濟状態ニ於テハ有利ニ稼行スル事困難ナルモ一旦廃休業ヲ為ス時ハ其ノ再興ニ当リ多額ノ費用ヲ要スルト復旧工事ノ困難ナルトヲ慮リ極メテ小額ノ出炭ヲ継続シ或ハ単ニ排水ノミヲ行ヒ設備ノ維持ニ努メ以テ財界ノ恢復ヲ待チツツアルノ状態」に陥ったのである²⁷⁾。

II 送炭制限協定の成立と石炭鉱業連合会の結成

送炭制限協定の成立 前述のような炭況の極度の不振をふまえて、1921年初めより出炭制限問題がふたたび台頭することになった。出炭制限は、すでにふれたように1920年7、8月ころ炭界の一部で唱道されたが、当時は時期尚早とみられた。1921年に入って、この問題は筑豊の中小炭鉱の経営者である佐藤慶太郎一派の提唱で具体化されることになった²⁸⁾。1月8日の筑豊石炭鉱業組合常議員相談会は、「頃日財界ノ変動ハ延イテ炭価ヲ下落セシメ炭坑経営困難ヲ来セル処少カラス。為メニ出炭制限ノ声ヲ往々耳ニシ、総長〔松本健次郎〕亦此言ヲ聞ク」、「目下別ニ腹案モナク、筑豊地方ノミ此挙ニ出ツルモ却テ不利ナルヘシトシ、結局松本総長上京ノ際常磐・北海道地方炭業者ト意見ノ交換ヲ行ヒ、其上協議ヲ要スルコトアラハ常議員会ヲ開キテ附議スルコト、シ」た²⁹⁾。筑豊石炭鉱業組合としては、炭況対策として、安値売り抜きではなく、出炭制限の方向を模索することにしたのである。

しかし筑豊炭大手石炭商の一部には石炭売り抜きの志向も強かった。すなわち「現状の儘推移する時は大手筋の販路は徒らに小炭商に乗せられ炭坑〔況カ〕は益悪化するのみならず今後永きに亘る虞あるを以て此際坑所貯炭の全部を挙げて港湾に取寄せ損失を顧みず臨機応変の態度を取り大奮発の処分売を断行して小炭商を一挙にて屏せしむると共に生産過剰の一扫を計ることは炭況回復の早きを期する第二の捷徑なりとなせしものゝ如く近時若松港に対する筑豊各

26) 三井物産石炭部長『支店長会議石炭部報告』大正十年六月(三井文庫所蔵資料 物産348)45頁。

27) 以上、『本邦鉱業ノ趨勢』1920年版。

28) 三井物産門司支店・門司支部『支店長会議業務報告』大正十年五月(物産351)22頁。

29) 『福岡県史 近代史料編 筑豊石炭鉱業組合(一)』(福岡県, 1989年)202頁。

坑所よりの送炭多きを告げ貯炭高四十余万噸てふ稀有の数字を示せるも右営業方針に基く結果なるべく」とされた³⁰⁾。

この間の事情は、三井物産によれば、「本年〔1921年〕三月所謂三菱事件ヲ動機トシテ波瀾ヲ生ジ結局平和克復シタレトモ提携ノ内容甚空漠タルニ至レリ、而シテ三菱ハ昨年来相知粉、鯨田粉ヲ主トシテ巨額ノ貯炭ヲ擁セシ為メ昨年来常ニ弱気売崩シノ先駆ヲナシ、……古河ハ……販売方面ニ於テハ終始堅実ナル安川ト共ニ大勢順応主義ヲ奉ゼシガ如シ 貝島ニ至リテハ新販路ノ侵略、大辻岩屋ヲ主トスル剰余炭ノ売抜ニ熱狂シ門司、名古屋、神戸及東京ニ支店又ハ出張所ヲ新設シ大ニ羽翼ヲ伸バサントスルモノ、如シ³¹⁾、というものであり、三菱と貝島とがこの売り抜きの中心とみられた。

さらに3月には、鉄道納入炭契約で契約炭価（トン当たり）が1920年の15円から21年は9円へと急落し³²⁾、炭況は一段と軟調になり、九州炭東京価格（トン当たり）は21年1月29.1円から3月28.05円と下落し、炭界の不振はいっそう深刻化した（図1参照）。

かかる炭況不振の深まりのなかで、筑豊石炭鉱業組合は出炭制限交渉を本格化させ、代表者の上京による交渉を進めることになった。まず2月14日前総長の麻生太吉が「筑豊炭坑主を代表し常盤炭坑主及び北海道炭坑主等と協議」するため上京した³³⁾。3月6日、筑豊石炭鉱業組合臨時常議員会で、上京した麻生からの連絡として「三井・三菱等ハ大体ニ於テ賛同ノ意志アリ」と報告され、「筑豊ニ於テ約二割ノ採炭制限ヲナス方針ニテ各地方ニ交渉ヲ遂ケ、撫順・開平・

台湾炭等ノ輸入ニ対シテハ少クトモ其数量前年分ニ越ヘサルヤウ交渉スル精神ニテ進行ス」〔松本総長、麻生・佐藤両常議員三君ヲ委員ニ推選、近日上京、各方面ト交渉ヲ開始ス〕「出炭ノ標準ハ過去数年ノ平均ニ拠ルコト勿論可ナルヘキモ、本問題ハ後日ニ譲リ不取敢各方面ノ意嚮ヲ確メ、其上詳細相談スルコト」となった³⁴⁾。三井物産によれば、この時の交渉は、「当初実行ノ能否若クハ可否ニ就キテ論議沸騰セシモ、炭況ノ急転直下の悪化ニ刺戟助長セラレ、急速ニ進捗シ、主トシテ松本健次郎、麻生太吉両氏及当社ノ斡旋ニ依リ」進められた³⁵⁾。なお、筑豊石炭鉱業組合内では、中小炭鉱が炭価の維持には採炭制限よりほかに良策なしとの意向であったとされる³⁶⁾。

交渉過程では、三井側は「前年の出炭に比し一割八分五厘、本年の予想高に比して一割二分程度の過剰を制限する事は強ち不当の処置にはあらざるなりとの見地」であり、三菱側は「炭価を採算見当に置くは国家産業上適当なる事項なるべし」とした。常磐鉱主会は「多少制限方法に就いて杞憂するも大体に於て賛意を表するものなりとて組合員の同意を得べく努力しつゝあれば近々決定するに至るべく」、北海道は「三井三菱の賛成ある以上大略賛同と見て差支えなし」とされた³⁷⁾。かくして3月19日に全国の主要石炭業者の間でつぎのような「出炭制限ニ関スル協定」がまとまった³⁸⁾。

① 全国送炭合計を2,200万tに制限のこと

- 34) 前掲『筑豊石炭鉱業組合(二)』208頁。なお、この常議員会の結論と同趣旨の内容が、門司某炭業者談として、すでに2月初めに報じられている（「採炭制限高唱」『福日』1921.2.4）。
- 35) 前掲三井物産『支店長会議業務報告』22頁。
- 36) 「採炭制限実行案」『福日』1921.3.16。
- 37) 「採炭制限と各地」『福日』1921.3.20。
- 38) 協定全文は、田中直樹・荻野喜弘「保護鉱夫問題と採炭機構の合理化」（社会経済史学会編『エネルギーと経済発展』西日本文化協会、1979年）362～363頁に収録。

30) 「石炭処分断行」『福日』1921.2.3。
 31) 前掲三井物産『支店長会議業務報告』16～17頁。
 32) 「石炭遂に崩落」『東洋経済新報』1921.3.19。
 33) 「採炭制限」『福日』1921.2.17。

- ② 制限は大正7, 8, 9の3ケ年間平均実績を基準に1割7分減とし、北海道、常磐、元山、九州に按分減少のこと
- ③ 実行期は5月1日より1ケ年間、月割数量により実行、月割超過は翌月調整のこと
- ④ 朝鮮八重山天草紀州樺太および政府稼行の炭山は協定より除外、台湾炭業者に対しては協定の趣旨による実行希望を申し出ること
- ⑤ 撫順および開灤に対しては同歩調を取るよう交渉のこと
- ⑥ この綱領に基づいて各地方ごとに協定し、その結果を筑豊石炭鉱業組合において取り纏めて実行を計ること
- ⑦ 石炭鉱業連合会設立に関して三菱三井で起案し同業者に回付協議の上設立を計ること

この協定で注目される第一の点は、全国の主要業者が具体的条件の下で送炭制限に合意したことである。協定出席者は、筑豊の麻生太吉、松本健次郎、佐藤慶太郎、常磐の阿部吾市（茨城採炭）、古賀春一（大日本炭礦）、北海道の磯村豊太郎（北炭）、古田慶三（北炭）、三井鉱山の牧田環、七海兵吉、三菱鉱業の三谷一二、古河鉱業の浅野幸作、管礼之助、三井物産の渡辺四郎、木瀬和吉、（他に林武平）であり、主要地方の代表者と三井物産も含めて主要石炭業者を網羅していた。第二に、その実施機関として三井、三菱をリーダーに石炭鉱業連合会の設立に合意したことで、これにより日本の石炭業者ははじめて全国的なカルテル組織をもつことになるわけである。第三にこの協定の円滑な実施のためには撫順・開平両炭の同歩調が望ましいとしたこと、すなわち輸入炭統制の必要性が認識されていたのである³⁹⁾。

送炭制限率の根拠は、三井物産の計算によれば、1921年需要予想24,700,000 t（内地需要21,900,000 t、海外輸出2,800,000 t）に対し20年末港頭貯炭1,500,000 t、21年中輸入炭1,400,000 t、合計2,950,000 tをまず控除し、残21,750,000 tを21年中出炭とすれば、需給適合することになり、全国出炭高26,300,000 t（過去3ヵ年出炭高平均数）に比して21,750,000 tは約1割7分減であった⁴⁰⁾。ここでは21年の貯炭についてはふれていないが、筑豊石炭鉱業組合の需給調節の目標は、全国港頭貯炭を約100万tにすることにおかれ、そのために全国送出石炭総量を2,200万t程度に調節する、とされた⁴¹⁾。なお、ここでいう「出炭」は、自家用炭を除いた分であり、坑所貯炭を考慮しなければ「送炭」に相当する。

この間の送炭制限をめぐる交渉についてみると、制限標準年をめぐるでは昨年度説と既往5ヵ年説とがあり、中間の3ヵ年平均送炭額を標準とすることになった⁴²⁾。制限率に関しては、筑豊は約2割の採炭制限ということで各地方と交渉したが、3月14日の4、5名の有力者会談では「低キ程度約一割位ノ制限可ナラムト話合」い、結局1割7分減になった⁴³⁾。

送炭制限の実施 3月19日協定は各地方ごとに制限協定を決めることにしていた。そこで各地方別に制限協定の具体化をみることにしよう。

筑豊炭では、3月28日筑豊石炭鉱業組合常議

39) 同前、363～364頁。

40) 前掲三井物産『支店長会議石炭部報告』46頁。

41) 「全国出炭に関する制限」『筑豊石炭鉱業組合月報』1921.4。以下、『組合月報』と略記する。

42) 「採炭制限期間」『福日』1921.3.26。

43) 前掲『筑豊石炭鉱業組合(二)』208, 209頁。なお、1割5分説もあったようで、三菱本店発美唄礦業所宛3月16日付電報では、「出炭一割五分制限ノ内談アリ」としている（前掲『出炭制限（鉱業会申合）』）。

員会で1918年4月～21年3月までの平均を基準年とすることが決まり、組合総会でも確認された。常議員会では、三井は1920年1ヵ年説、三菱は1919、20年2ヵ年説、貝島は3月19日協定支持説であったが、協議の結果、大正鉱業説が採用された⁴⁴⁾。

粕屋炭では、4月5日に粕屋鉱業会総会が開かれ、新たに姪浜、福岡、博多の3炭鉱も入会し、筑豊と同じ1918年4月～21年3月までの平均出炭数量の1割7分の制限を5月1日より1年間実行することを決議した。調査委員に久原、勝田、海軍採炭、福岡の4炭鉱を選出した。同時に坑夫の賃金の約2割引き下げを決議した⁴⁵⁾。

北海道炭では、4月5日に北海道石炭鉱業会は、北炭、三菱、太平洋、大倉、三井、山下、住友、北海炭業、坂の代表者が出席して、つぎのような協定を決定し、調査委員を選出した。この協定に基づく平均制限率は19.98%で、その後20%が北海道炭の基本制限率になったのである。

一、「本道各炭礦山元送炭高ヲ大体三百五十三万噸トシ五月一日ヨリ実行」に「賛同シ各社送出高ヲ別表ノ通り定ムルコト」〔別表省略〕

基準年、制限率については、「本道炭礦中ニハ起業日浅キモノ多ク九州地方ノ如ク既往三ケ年ノ平均ヲ以テ基準トナシ難キ事情アルヲ以テ大正九年ニ於ケル各礦送出高ヲ基準トシテ制限ヲ加フルコトトシ尚ホ各礦送出高ノ計算及制限率ノ決定ニ付テハ変災其他ノ事情ヲ斟酌セリ」

〔中略〕

一、「実行ヲ容易ナラシムル為メ初メ三ヶ月次ハ二ヶ月其後ハ一ヶ月毎ニ成績ヲ監査調節シ所定期間内ニ調節シ難キ事情アルモノト雖モ結局一ケ年内ニ完全ニ実行ヲ期スルコト」

一、「毎月ノ出炭送炭報告ハ遅クモ翌月七日迄ニ本会ニ報告スヘキコト」

一、「会員外ノ炭礦ニ対シテモ可成本会ト同一歩調ヲ執ル様勧誘スルコト」

交渉過程において、基準年では、三菱は自社に有利な1920年度標準を北炭から事前承諾をえ、起算月では、北炭は1月起算と解釈しているが、三菱としては5月起算が有利であり、交渉指示がなされた⁴⁶⁾。

その後、北海道炭では、6月に出炭制限率を拡大しようとする動きが生じ、1割増加、都合3割制限を7月より実施することになったごとくである⁴⁷⁾。

常磐炭では、主要業者が1920年採炭額の1割2分5厘の制限を5月1日より1年間実施することを決定し、4月8日には1万t以上採炭の10数社と会見し、この決定への同意を求めることになった。1割2分5厘減を決定した理由は「鉄道納入炭が割合に多きと貨車配給並に販売関係の都合」であった⁴⁸⁾。

また送炭制限協定には撫順炭など外国炭の参加も望まれたが、それぞれ自主的な採炭制限にとどまった。撫順炭に関しては、「大正九年度ニ於テハ三百五十万噸ノ採炭計画ヲ樹テ一日平均一万噸ノ採炭ヲ続ケ来リシガ偶々財界恐慌ニヨリ各種商工業ノ緊縮石炭ノ需要激減セシヲ以テ之ガ販売計画ニモ齟齬ヲ来シ昨夏頃ヨリ漸次過

44) 前掲『筑豊石炭鉱業組合(一)』210頁、『福岡県史 近代史料編 筑豊石炭鉱業組合(一)』(福岡県, 1987年) 199頁。

45) 「粕屋炭も採炭減決議」『福日』1921.4.6。

46) 以上、前掲『出炭制限(鉱業会申合)』。

47) 前掲『出炭制限(鉱業会申合)』, 「採炭制限拡張」『福日』1921.7.8。

48) 「常磐〔磐〕採炭制限」『福日』1921.4.8。

剩ヲ示シ昨年十二月ニハ実ニ七十余万噸ノ大過剩ヲ見ルニ至レルヲ以テ之ガ採炭制限ヲ行フト共ニ専ラ販売拡張ヲ図リ過剩炭ノ一掃」を計った。しかし炭況不振であり、「当初露天掘大増掘計画ニヨル十年出炭予定数四、一七九、〇〇〇噸ヲ減ジテ三、四五〇、〇〇〇噸トナシ更二十年三月ヨリ四五〇、〇〇〇噸（約一割三步）ノ出炭制限ヲ行フニ至」った⁴⁹⁾。このように自主的出炭制限は行われたが、日本内地への送炭制限については打ち合せがなされたものの、まとまるには至らなかった。

開平炭については、三井物産が「開平炭出炭制限若クハ本邦輸入制限ノコトヲ勧誘セシガ、先方ハ同炭礦地方ノ事情日本ト異ナレバ同一歩調ヲ採ル能ハズトテ不同意ノ旨回答」があった⁵⁰⁾。

台湾炭については、松本健次郎によれば、「台湾は三井系の主なる炭坑のみが右制限実施に加はることになって居て他の加盟は未だ不明である」とされた⁵¹⁾。なお、後述のように石炭鉱業連合会設立には三井系の基隆炭礦が参加した。

かくして全国的な送炭制限が21年5月から実施されることになり、調節事務は石炭鉱業連合会結成まで筑豊石炭鉱業組合が当たった。そこで送炭制限の実施に関する留意点を確認しておこう。第一に共通計算について、「九州・山口・常磐・北海道ノ四区域ニ分チ、其一区域内ニテハ共通計算ヲ許スモニ区域以上ニ亙リ共通計算ヲ許サス」とされた⁵²⁾。これは単独炭鉱に比して区域内に複数炭鉱を稼行する経営にとって有利な規定である。第二に増送認可について、筑豊では「新規開坑ニ係ルモノ其他特種ノ事情アル

炭坑ニ対シテハ別ニ調査委員会ノ審査ニ付シ評決スルコト」を決めた⁵³⁾。石炭鉱業連合会の取り扱いには、新坑および需要増加予想高を基準数量に加算するというものであった⁵⁴⁾。両者は同一内容とみてよからう。問題は運用いかんであるが、増送を安易に認めれば、送炭制限を有名無実化しかねない規定であった。第三に送炭統制のやり方は、筑豊では「送炭量ハ毎月調節ニ付各坑送炭月割表ヲ定」めて実施した⁵⁵⁾。すなわち、各炭鉱は送炭月割表を設定し、超過送炭高は毎月調節することにし、筑豊石炭鉱業組合が調節を監視するという方式を採用した。北海道炭も前述の協定によればほぼ同様とみてよからう。

石炭鉱業連合会の設立 1921年3月19日協定で設立合意の石炭鉱業連合会は、同年10月11日に創立総会を開催し、設立された。若干の経緯にふれておくと、筑豊石炭鉱業組合では、5月27日の常議員会で同会設立に同意し、6月16日総会で加入を決定した⁵⁶⁾。常磐炭礦会では7月19日に会合をもち、連合会につき北海道および筑豊両会に問い合わせることになった。連合会設立延引の理由として、筑豊石炭鉱業組合を九州炭礦会と改称し九州一円の同業者を糾合する計画があること、朝鮮、台湾方面の炭鉱業者も直轄する目論見のあることがあげられ、また満鉄と石炭輸入業者である三井物産、松昌洋行等の大手筋も加入することの内承諾をえたとされる⁵⁷⁾。9月初めとみられるが、「東京ニ於テ三井・三菱・古河三社代表者及牧田・三谷・七海・

49) 前掲三井物産『支店長会議石炭部報告』29頁。

50) 同前、49頁。

51) 「採炭制限と撫順」『福日』1921.4.6。

52) 前掲『筑豊石炭鉱業組合(二)』210頁。

53) 前掲『筑豊石炭鉱業組合(一)』199頁。

54) 前掲『石炭鉱業連合会創立拾五年誌』7頁。

55) 前掲『筑豊石炭鉱業組合(二)』210頁。

56) 前掲『筑豊石炭鉱業組合(二)』212～3頁、同(一)、200頁。

57) 「石炭業連合会」『福日』1921.7.17。

表1 送炭制限実施方法

(単位：t)

原案決定	1921, 3	1922, 1		1922, 9	1923, 2	1923, 10	
制限期間	1921.5-22.4	1922.1-4	22.5-12	22.10-23.3	1923.4-12	1924.1-12	23.11以降
制限率							
全 国	17%	12.5%					
北海道	20%	12.5%	20%	10%	10%	10%	8%
常 磐	12.5%	12.5%	12.5%	6.25%	6.25%	6.25%	8%
筑豊他	17%	12.5%	17%	8.5%	8.5%	8.5%	4%
基準数量	注1参照	前年準拠			前年同様	前年準拠	22.9-23.8
決定時貯炭	1,500,000	919,000*		455,034	543,987	1,109,363	
	1921	1922			1923	1924	
調節高	14,527,243	23,500,640			28,532,606	26,844,731	
実送高	13,980,012	22,191,623			22,922,652	24,736,048	
増減	-547,231	-1,309,017			-5,609,954	-2,108,683	
年末貯炭		498,572			1,103,799	1,195,863	
推定消費高(除自家用)	21,275,537	23,336,664			24,548,965	26,971,200	
推定消費高(含自家用)	24,502,466	26,736,222			28,496,683	30,371,883	

出典：『石炭鉱業連合会創立十五年誌』など。*は「石炭需給と最近の貯炭減少」（『東洋経済新報』1922.7.8）。

注1：1921年の基準数量は、九州は前3ヵ年平均、北海道・常磐は前年度の送炭高に新坑並びに需要増加予想高を加算したもの。

2：1923年11月以降は関東大震災対策で、評議員炭鉱のみ。

3：1921年の調節高・実送高は5～12月のもの。

磯村・浅野各氏会合」し、石炭鉱業連合会の骨格が決定した⁵⁸⁾。

かくして石炭鉱業連合会が送炭調節を統制する組織として結成された。連合会は筑豊石炭鉱業組合、北海道石炭鉱業会、常磐石炭鉱業会の3地方組織で構成し、地方組織のない地方の炭鉱は単独で加盟した。機関は決議機関として評議員会(通常年1回招集)、執行機関として理事会(毎月1回以上会合)がおかれた。評議員は筑豊16人、北海道8人、常磐5人、推薦9人(糟屋3人、杵島2人、宇部1人、松島・崎戸・基隆各炭鉱)で構成し、役員は評議員会による選出で、会長麻生太吉、副会長松本健次郎、理事として三井炭山、三菱炭業、古河炭業、北海道炭礦汽船の4社が選出された。送炭統制は、連

合会が統制協定を定め、それに基づき各地方組織が独自に協定して地方的統制を行い、単独会員は直接連合会の統制下におかれた。推薦評議員以外の加盟炭鉱に三池、高島両炭鉱があった⁵⁹⁾。

1921年協定の実施 表1は、1921年5月から24年末までの送炭制限協定についてまとめたものである。これを参照しながら、送炭制限の実施状況および継続の決定過程を検討することにしよう。まず1921年協定の実施状況とそこでの問題点をさぐってみたい。

58) 前掲『筑豊石炭鉱業組合(二)』226頁、「石炭連合会成立」『福日』1921.9.11。

59) 前掲『筑豊石炭鉱業組合(二)』225頁以下、前掲『石炭鉱業連合会創立拾五年誌』4頁以下。なお、地方組織としては、佐賀県炭業会が1922年2月に設立と同時に加入し、宇部炭業組合は22年3月に加入した。また、満鉄は連合会の加入要請を22年6月に拒否したが、23年11月に賛助員として参加した。以上、前掲、松尾「日本における石炭独占組織の成立」62、67頁による。

1921年5月からの送炭制限は、当初は1年間、すなわち22年4月までの予定であった。21年5月から1年間の需給予想は、三井物産によれば、つぎのようであった⁶⁰⁾。

需要：外国船焚料80万t，海外輸出224万t
 (うち台湾炭30万t)，内国船焚料235万t (うち台湾炭15万t)，内地需要2,018万t (台湾を含む)，合計2,557万t
 供給：輸入炭119万t，日本炭 (出炭制限後) 2,247万t (うち台湾炭84万t)，その他出炭158万t (樺太炭・朝鮮炭を含む)，貯炭120万t (貯炭高200万tより理想的貯炭高80万tを差し引いた数量)，合計2,644万t，差引87万t過剰。

自然的出炭減を150万tとすれば、60万tの供給不足。

この三井物産の見通しは、採炭制限を厳格に実行すれば、貯炭を適正水準にまで引き下げることができ、需給状況は改善されるというものであった。実際の送炭制限は調節高にしたがってほぼ実行されたようである。筑豊炭では、21年5月より1年間の筑豊石炭鉱業組合調節高は9,318,962tで、その月割額は776,580tであり、5,6両月の送炭高は1,515,343tで、制限額を37,817t下回った⁶¹⁾。また筑豊炭の5～10月の累計は調節送炭高4,727,280tに対し、実送高は4,638,774tであって、1割7分減の送炭取極めは、実際には2割内外の減少を示そうという趨勢であった⁶²⁾。

全国重要炭山の月出炭状況を見ると、21年4

60) 三井物産『第八回支店長会議議事録』大正十年六月 (物産198-8) 112～4頁。

61) 「採掘制限と筑豊炭」『福日』1921.7.28。なお、5,6両月の送炭高は原文では1,511,343tとなっている。

62) 草野生「大正十年に於ける筑豊石炭趨勢」『組合月報』1922.1。

月は201.8万tであったが、7月180.4万t，8月164.2万tと減少した。それに対して、全国港口・市場貯炭 (基隆港貯炭を除く) は、三井物産によれば、21年6月末の211万tから12月末には106万tと半減したのである⁶³⁾。

炭況は送炭制限の実施当初は低迷が続けたが、8月末ころに至って採炭制限の効果がようやく現れ、需給状況も改善されるようになった。需要面では、「紡績界を初め製糸セメント其他の製造工業漸く活気を帯び来り、更に又上海、印度、新嘉坡及馬尼刺方面の邦炭需要は愈々加り、旁々以て気〔季〕節関係から家庭用炭の需要も現はれんとし」た⁶⁴⁾。

かくして送炭制限の効果、季節的需要、販売カルテルの活動⁶⁵⁾などがあいまって、主要積出港 (門司・若松、北海道各港) の貯炭は4月末の107万tから9月末には63万tと激減し、炭価は1921年6,7月ころには一応下げ止まり、炭況は21年秋には恐慌局面から不況過程へと移行した。かくして九州炭東京価格 (トン当たり) は21年7月の23.7円から8月23.9円、10月24.3円と反騰したのである (図1参照)⁶⁶⁾。

かかる石炭需給の改善、貯炭の減少、炭価の反騰は出炭を増加させることになった。筑豊では小炭鉱が台頭し、門鉄調査によれば、12月中ころまでに出炭を始めた炭鉱は21鉱にのぼり⁶⁷⁾、

63) 「採炭制限の効果顕著」『東洋経済新報』1921.10.15, 三井物産石炭部長『支店長会議石炭部報告』大正十五年六月 (物産367) 第十号表。

64) 「炭界の好化」『組合月報』1921.10。輸出では、イギリスのコールストライキの影響でインド向けが増加した。10月までに粉16万t,塊10万tの成約があったとされる (野村八次郎「採炭制限の効果顕著を読み」『東洋経済新報』1921.10.29)。

65) この時期の販売カルテルについては、前掲拙稿「石炭鉱業」77頁を参照のこと。

66) 「採炭制限の効果顕著」「重要商品の在荷」『東洋経済新報』1921.10.15, 11.19を参照。

67) 「採炭再開続出」『福日』1921.12.21。

10月以降の筑豊出炭は制限月割調節高を超過した⁶⁸⁾。これに対して大手炭鉱は送炭制限を厳守したとされ⁶⁹⁾、筑豊石炭鉱業組合は送炭制限の励行を求め、同組合送出炭調節委員は「此際更に一層嚴重に組合各炭坑の送炭制限を取締る方針であ」った⁷⁰⁾。ここに筑豊において送炭制限をめぐる炭鉱間対立が生じることになったのである。

最後にさきにふれた増送申請について、筑豊のケースをみておこう。筑豊石炭鉱業組合は調査委員会（のち送出炭調節委員会）を設置し、送炭統制に当たった。当初の調査委員は総長（委員長）、常議員、および長井於菟四郎（大正鉱業）、塚本兎三郎（三笠炭鉱）、大滝義重（帝国炭業）の15名であった⁷¹⁾。この調査・調節委員会の記録は残念ながら散逸したものとみられるが、部分的に開催日・出席者および議案は判明する。それによれば、21年の調査・調節委員会は21年4月18日に最初の会合が開かれ、6月までは月2回開催されたが、8月からはほぼ月1回、多くは常議員会と同時に開かれた⁷²⁾。

議案、審議の判明するものをあげると、5月11日の調査委員会では、20坑から出された採炭制限除外例適用の申し込みに対して、その調査方法、採炭制限実行監督方法について協議した⁷³⁾。6月14日の調査委員会は、除外例要求申し出の23坑中相当理由のあると認めた一部炭鉱について審議したが、委員会の査定に対して当該炭鉱中には本社と打ち合わせを要するところも

あり、大体の方針を取りまとめたにとどまった⁷⁴⁾。11月29日の委員会の議案は、送出炭共通計算の件、貴船・日ノ出炭増送要求査定定の件、佐藤・岩崎・中野三氏炭鉱申し出の増送要求の件、送出炭制限励行方の件であり⁷⁵⁾、貴船・旭両炭鉱の石炭増送を承認した⁷⁶⁾。このように21年中の増送申請は中小炭鉱中心であったとみられるが、相当理由のある増送は承認されたごとくである。

III 送炭制限の継続と炭況

1922年協定の決定 結成されたばかりの石炭鉱業連合会が直面することになったのが、送炭制限継続問題であった。1921年協定は1922年4月までの送炭制限を決めていたが、前述のように21年秋からの炭況改善とともに、筑豊では出炭を増加させる炭鉱が現れ、筑豊石炭鉱業組合内部に中小炭鉱などによる採炭制限撤廃論が台頭した。すなわち、「二流以下地方炭坑主は炭界好化に乘し此際断然採炭制限を撤廃せんと曩に暗々裡に種々画策を回らし」⁷⁷⁾、「今後の炭界は是等小炭坑の活躍と需要調節関係で採炭制限は益々無視さるゝに至るべく観測され」た⁷⁸⁾。

また制限撤廃論には需要家側への考慮も働いていた。すなわち、「一部需要者側は既に最初の採炭一割七歩制限の目的は十分に達した訳であるから此の際引続いて制限を延長する必要はない」と主張し、これに呼応するかのように、「筑

68) 「小炭坑主熾に活躍」『採炭制限漸く有名無実』『福日』1921.10.23, 11.29。

69) 前掲「小炭坑主熾に活躍」『福日』1921.10.23。

70) 「送炭制限の励行」『福日』1921.9.7。

71) 前掲『筑豊石炭鉱業組合(-)』199頁。

72) 『組合月報』記載の筑豊石炭鉱業組合関係記事などによる。

73) 「採炭制限実行監督方法」『福日』1921.5.13。

74) 「制限除外」『福日』1921.6.15。なお、審査結果は不明である。

75) 筑豊石炭鉱業組合『庶務事蹟』大正十年二冊内の「常議員会」。

76) 「石炭増送承認」『福日』1921.12.1。

77) 「採炭制限の前途」『福日』1921.10.28。

78) 前掲「採炭制限漸く有名無実」『福日』1921.11.29。

豊石炭鉱業組合の礦主中には採炭制限を徒らに需要家を圧迫し事業界を萎備不振に陥らしめ結局炭界の前途を危くするばかりで何れの方面より見るも一時的弥縫策に過ぎず自衛策の最も拙なるものなるを以て本年四月一挙で断然撤廃すべしと唱へ之が延長に反対意見を有するもの少からず、という状況であった⁷⁹⁾。

これに対して、筑豊石炭鉱業組合では、1921年12月13日に「重ナル鉱業家」の会合の席上で送炭制限継続について談話があり、16日の臨時常議員会で、送炭制限の翌22年12月まで延長、制限率・実行方法は連合会で立案し、各地方組合に通知し、連合会評議員会を開くことを全会一致で決定した。さらに送炭制限超過整理に関して、12月20日の送出炭制限に関する協議会(同日調節委員会も開催)で、「制限高ヲ超過セル各坑ニ対シテハ来年四月迄ニ必ス之ヲ決済スヘク、若シ決済シ得サル時ハ其儘之ヲ打切ラズ、制限実行継続ノ暁之ヲ決済セシムル旨警告状ヲ発スルコトニ決シ」た。超過数量処分につき事情聴取を受けた11炭鉱はいずれも中小炭鉱であったが、地方大手の大正炭業は同社の超過高は来示通りには決済できないことを申陳した。その後大正炭業の長井於菟四郎は、11月7日の臨時常議員会で決議した「三井、三菱両社ノ共通計算ニ関シ反省ヲ求ムル件」についてまだ報告を受けていないとし、「超過高整理ヲ議スル前先ヅ以テ其始末ヲ明カニスルコト」を求めるとともに、組合運営に対する不満をも表明した書簡(12月

27日付)を筑豊石炭鉱業組合事務所宛に差し出した⁸⁰⁾。このことは送炭調整をめぐって有力経営からも不満の声があがったという点で注目すべきである。

さて、筑豊石炭鉱業組合の提起を受けてのこととみられるが、石炭鉱業連合会は1922年の「出炭制限継続ニ関スル要項案」を策定し、各地方組織に通知した。要項案は、①1922年12月末まで「既定基準」に対して1割7分の制限、ただし1～4月は1割2分5厘まで緩和、②山焚炭の送炭は制限の計算に加えない、③制限は同一地方同一鉱主別に計算、同一地方とは、九州、北海道、常磐などである、④新坑の開鑿・増掘の計画は会・組合または連合会に申し出のうえ着手、⑤会・組合または連合会は常任委員を設けて制限数量の査定、増掘計画の審査を行う、会・組合の査定、審査は連合会常任委員の同意を得ること、⑥撫順炭鉱は輸入調節のため連合会推薦評議員として加入を勧誘すること、の6項であった。

筑豊石炭鉱業組合では、1922年1月8日に臨時常議員会・送出炭調節委員会を開き、連合会要項案を審議した。そこでの結論は、①は、「既定基準」についての希望、1～4月の1割緩和を決め、連合会評議員会での取り扱いについては評議員に一任、②は承認、③は、会・組合を異にする場合には連合会の承認を経ること、を但書として追加、④のうち、新坑の開鑿・増掘計画の連合会への申し出は所属会・組合のない場合とする、⑤は、会・組合の送出数量増加の場合は連合会に報告する、と改正、⑥は承認、というものであった。また組合内部の計算方法については、有力常議員から、平等の観点から

79) 「需要筋は炭限反対」「送炭調節」『福日』1922.1.11, 20。

80) 以上、前掲『筑豊石炭鉱業組合(二)』248, 249頁、筑豊石炭鉱業組合『庶務事蹟』大正十一年二冊内の「雑」。「三井、三菱両社ノ共通計算ニ関シ反省ヲ求ムル件」は、三井、三菱両社における筑豊と他九州地域との共通計算について考慮を求めたことを指している(前掲『筑豊石炭鉱業組合(二)』239頁)。

81) 以上、前掲『筑豊石炭鉱業組合(二)』251～2頁。

数坑を有する鉱主の融通は厳しくするべきである、とする希望の提出があった⁸¹⁾。

筑豊石炭鉱業組合の主張の要点は、内部に制限の撤廃、緩和両論があることから当面の緩和率を拡大すること、および会・組合の自主性を擁護する立場から送出増量の査定・審査は会・組合の制限を越える場合のみ連合会に報告すること、の2点であった。

1月14日の石炭鉱業連合会評議員会の決定は、要項案通りの22年12月末までの制限延長、21年4月までは制限率を1割2分5厘に緩和、というものであり⁸²⁾、緩和率の点では、筑豊の希望は入れられなかった。筑豊石炭鉱業組合は1月20日に臨時常議員会を開催し、貝島選出常議員が5月以降の制限緩和を希望したのに対して、申請に基づき審査することとし、結局、連合会の決定を全会一致で承認し⁸³⁾、1月24日の組合臨時総会でも連合会決議を承認した⁸⁴⁾。

なお、撫順炭の加入問題については、連合会側は、「最も注目すべきは本邦市場へ対し最近夥しき撫順炭が流入し来り採炭制限を脅威しつゝある事である」「此撫順炭の内地輸入に制限を加へなければ内地に於ける坑主同盟は非常なる苦境に陥る」という認識に立ち、満鉄との交渉に当たった。「石炭礦業界有力者は早川満鉄社長の帰来中なるを幸ひ内地への販路に関し諒解を求めつゝあるが何分満鉄唯一の財源たる撫順炭に制限を加ふるは事情許さざるべく」とみられ⁸⁵⁾、結局撫順炭の加入は実現をみなかった。

さて、緩和の理由は『東洋経済新報』によればつぎのようであった⁸⁶⁾。すなわち、貯炭の減

少、炭価のかなりの回復に加えて、「有利の炭坑主中に制限規約を無視して制限率以上の採炭をするものがあるのを、そう厳格に制裁することも出来ず」、これまでも北海道炭、常磐炭、九州炭とも実産高は制限率に達していなかった。その理由は「引合はぬ炭坑が尠くないからである」。したがって「本年一月以来の制限率の緩和は、緩和してもそう生産高は殖えまいといふ予想の下に、連合会内に於る一部の制限緩和主張者—契約破棄者—と妥協して、連合会の統一を維持せんとする意から、生れたものと思はれる。更に言を換ふれば、制限緩和に由り増産し得る有利の炭坑は左程ないと考へてゐるものらしい」。かかる根拠づけは、以上の経緯からみて、この時点ではほぼ妥当していたといえよう。

送炭制限の実績は、1922年1月中の全国計実送高1,770,989 t、調節高比136,912 t減、21年5月以降累計722,665 t減というものであり⁸⁷⁾、石炭鉱業連合会側は、送炭制限の効果を認め、送炭制限を継続するという立場から、撤廃論との妥協をはかつて緩和措置をとることにしたが、筑豊石炭鉱業組合のいっそうの緩和要求に対しては当初案を堅持したのであり、業界主流は炭況に対して送炭制限継続の必要性を痛感していたとみてよからう。

1922年送炭制限と1922年協定の改正 1922年上半年期における送炭制限の状況は、『東洋経済新報』によれば、「一二の例外即ち長州宇部とか、九州の或炭山を除けば、多くの炭山は一割二分五厘の制限率以上の減産を事実上示してゐる。従つて本年一月以降五月迄の全国累計を見るに、右制限率を超え、約七十万噸も多く減産して」

82) 「炭限延長本年一抔継続」『福日』1922.1.17。

83) 前掲『筑豊石炭鉱業組合(-)』253頁。

84) 前掲『筑豊石炭鉱業組合(-)』201～2頁。

85) 「内地炭限と撫順炭」『福日』1922.3.31。

86) 「採炭制限緩和の真相」『東洋経済新報』1922.3.4。

87) 「全国市場送出炭」『福日』1922.3.1。

88) 「石炭需給と最近の貯炭減少」『東洋経済新報』1922.7.8。

いた⁸⁸⁾。筑豊炭では、1～4月の月平均実送高は861,285 tで、調節高849,815 tに対して11,470 tの超過であった⁸⁹⁾。全国的には実送高が調節高に達しない状況のなかで、筑豊炭は少ないとはいえ超過送炭であった。

かかる状況のもとで、5月から制限緩和措置が撤廃され、当初の方針通りよりきびしい従来の制限率17%に復帰した。業界主流による炭価維持を優先する方針が貫かれたとあってよからう。

しかし炭価が強含みに推移するなかで（図1参照）、増送要求は依然として根強く、制限緩和論がふたたび台頭した。制限緩和論の論拠は、「出炭量の如何に拘らず消化される優良炭山の経営者にありては之が為め出炭量を減少し延いては生産費を高からしむる等の関係上鉱主同盟の申合せに拘る出炭制限を徹底的に断行するは絶対困難であり⁹⁰⁾、2、3の優良炭山の経営者は、1割7分の制限では需給の円満を破ることになると主張した。これに対して制限厳守側は、炭況が好化しないのは出炭制限が平均9分にとどまっているからであって、「最初の申合せ通り一割七歩に復帰せしむれば炭価は自ら上進して安定相当を出すことは請合ひだ」という立場であった⁹¹⁾。

対立は、制限を続行することによって炭価の維持を優先する業界主流に対して、増産によって自己の立場の強化を図りたいとする非主流大手および炭価回復を増産の機会ととらえる中小炭鉱との間であった。この点を筑豊石炭鉱業組合の石炭制限外増送問題にそくしてみよう。

1922年1月28日に筑豊石炭鉱業組合の送炭

89) 「大正十一年に於ける筑豊石炭の趨勢」『組合月報』1923.1。

90) 「炭価調々〔節〕難」『福日』1922.5.27。

91) 「採炭制限の厳守難」『福日』1922.6.8。

調節委員会が開催され、住友忠限および貝島各炭鉱から要求のあった約25万tもの増送問題を評議したが、「殆ど採炭制限の精神を没却するに等しきものなるを以て可否の議論続出した」⁹²⁾。5月の委員会では、貝島鉱業・大辻岩屋炭礦、中島鉱業、帝国炭業、三井山野、麻生綱分、明治豊国三坑の増送要求の件、古河西部斤先掘（上山ノ谷炭坑）廃止につき同坑制限高を加算の件、大隈鉱業所要求の制限送炭量を期間内通算の件を協議した⁹³⁾。このうち貝島関係は「希望通り組合側ノ承認ヲ得」たが⁹⁴⁾、1、2の炭鉱主による新坑開鑿を調節委員会が許さなかったため、これら鉱主が送出炭超過を始末しないのは不公平であるとして手厳しく抗議し、調節委員会は「遂に制限超過送出炭坑に対し来る九月迄に制限率に調節するやう警告を発した」。しかしなかなか実行は困難であるとみられた⁹⁵⁾。その後では、6月委員会の議案は、明治鉱業、麻生商店、三井山野鉱業所の増送申出審査の件、中島鉱業増送再申請の件であり、8月委員会の議案は、第二宝満炭坑其他の増送申出審査の件であり、11月委員会の議案は、三井山野・住友忠限両坑増送要求査定の件であった⁹⁶⁾。

このように筑豊の1922年増送要求は、前年が中小炭鉱中心であったのに対して、貝島、住友、三井、明治など大手炭鉱が急先鋒であった。審査の全体的な結果は分からないが、貝島の希望は受け入れられ、他方新坑開鑿を承認されなか

92) 「石炭限外増送問題」『石炭限外増送影響』『福日』1922.1.29, 31。

93) 筑豊石炭鉱業組合『庶務事蹟』大正十一年二冊内の「常議員会」。

94) 1922年6月17日「炭鉱長会議記事」『炭鉱長会議々事録』大正十一年自二月二日至七月廿七日（貝島資料C4・1-7）。

95) 「送炭調節警告事情」『福日』1922.6.16。

96) 前掲『庶務事蹟』大正十一年二冊内の「常議員会」。

ったものの反発があり、複雑な対立構造を残すことになった。

上述のような制限緩和論が主張されるなかで、実送高は制限率復帰によって減少した。筑豊では、1922年5～9月の月平均実送高は835,028 tで、1～4月の実送高861,285 tを下回る実績を示した⁹⁷⁾。全国港頭・市場貯炭は、三井物産によれば、21年末の106万 tから22年6月末70万 tに減少した⁹⁸⁾。出炭・貯炭の減少のなかで、22年夏期の炭価は九州炭東京価格（トン当たり）は25円前後と底固い動きを示したのである（図1参照）。かかる状況をふまえて、石炭鉱業連合会も制限緩和に踏み切った。早くも22年7月27日付で送炭制限の来年度継続、22年10月より23年3月まで調節率を1割程度に緩和することを各組合に照会した。筑豊石炭鉱業組合は8月26日の常議員会でこれに同意した。連合会は調節率のみ現行の半減に変更し、当初案よりもいっそう緩和する方針を確定し、筑豊石炭鉱業組合は9月25日の常議員会で連合会案に同意し、27日の総会で承認し、連合会総会で確定した⁹⁹⁾。かくして22年10月より送炭制限の調節率の半減、筑豊では8.5%、が実施された。

このように1922年の送炭調節率は二度にわたって変更された。そこで時期別に全国の調節高・実送高（月平均）の推移をみてみよう¹⁰⁰⁾。調節高では、1～4月1,915,435 t、5～9月1,912,551 tで、1月から9月まではあまり変化はなかったが、10～12月は制限緩和によって2,383,168 tと大幅に増加した。これに対して、

実送高は1～4月1,857,975 t、5～9月1,796,562 tで、調節高に比して、それぞれ6万 t、12万 t程度のマイナスであったが、10～12月の実送高は1,935,625 tにとどまり、調節高に比して45万 tものマイナスとなった。10月以降の実績は送炭制限方法としては成功を収めたとはいえないが、需要界における石炭割高の声を受けて、送炭制限率を緩和したなかで、大手筋を中心とした炭価維持の努力が実送高の増加幅を抑制したものと見えよう。22年下半期の全国港頭・市場貯炭が40万 t台と戦後恐慌以後でもっとも低い水準で推移したのも（図2参照）¹⁰¹⁾、かかる努力の結果であるとみることもできよう。

1923年協定をめぐる動向 1923年の炭況について、石渡信太郎は、国内の需要増予測200万 tに対して出炭増は77万 tにすぎず、123万 tの供給不足が生じるが、輸移入炭が昨年の155万 tに対してさらに123万 tも増加することは不可能であるとして、今年の炭況は昨年下半期同様の微温的活気を継続して進み、下半期において堅実味ある活気を現すもの、と予測した¹⁰²⁾。このような炭況予測がなされのであるが、1923年に入ると、早速筑豊石炭鉱業組合内で採炭制限撤廃論が生じた。筑豊では「現在の採炭制限は有名無実なるのみならず石炭運賃引下げ物価調節等の主旨に反し矛盾する処が多いとの意見を有する向が多数を占めて居る模様である」とされた¹⁰³⁾。

これに対して、筑豊石炭鉱業組合の大勢は存続論のようであった。23年1月26日の常議員会は、送出炭調節について「大体ニ於テ継続ニ付異議ナキモ、現状出炭力ニ応シ基準ヲ改定スル

97) 前掲「大正十一年に於ける筑豊石炭の趨勢」。

98) 前掲三井物産『支店長会議石炭部報告』大正十五年六月，第十号表。

99) 前掲『筑豊石炭鉱業組合(一)』315, 316頁，同(一)207頁。

100) 「全国送炭減少」『福日』1923. 1. 31。

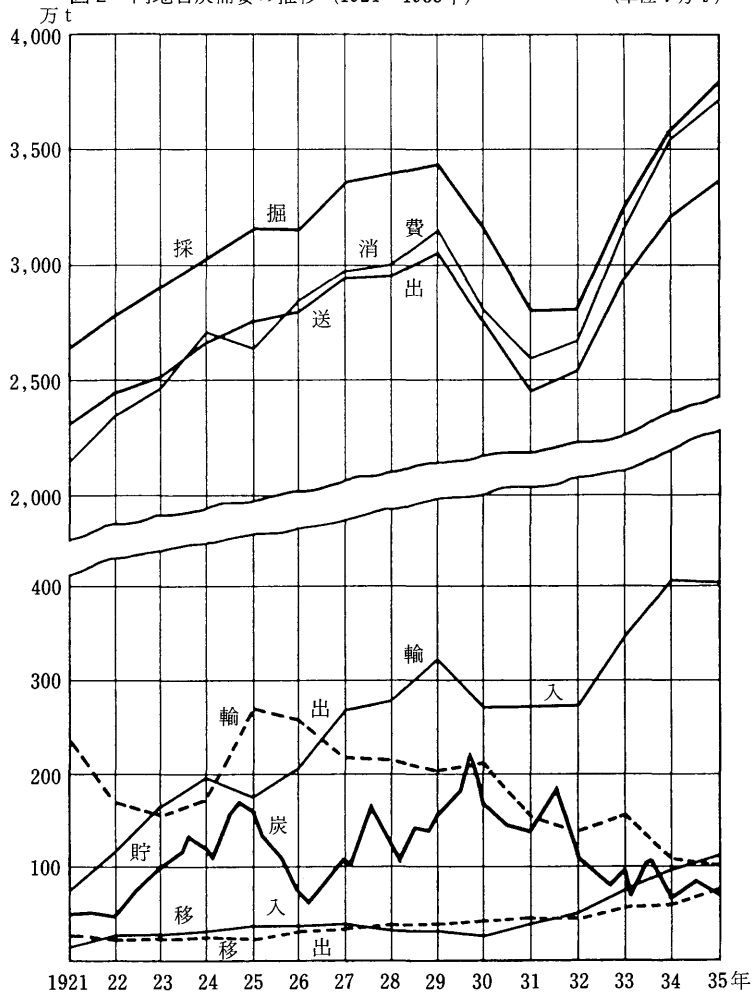
101) 前掲『石炭鉱業連合会創立十五年誌』表四。

102) 石渡信太郎「大正十二年の炭界観」『福日』1923. 1. 15。

103) 「採炭制限撤廃乎」『福日』1923. 1. 14。

図2 内地石炭需要の推移 (1921~1935年)

(単位: 万 t)



1921 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35年
 出典：石炭鉱業連合会『石炭統計』昭和11年版。
 備考：貯炭高は港頭・市場の分。

カ、其他慎重審議ヲ要スル事項」とした¹⁰⁴⁾。同組合調節委員のなかでも存続意見が多数とされた。すなわち、「炭価は貯炭薄を楯に強調を辿るに至ったので炭業者の態度は需要家圧迫であるとの非難の声を聞くに至ると共に此機に乘じ撫順炭の内地輸入活躍顕著となり之が為め強調を

辿って居た内地炭も昨年末頭打の態で先安を見越されて居るやうな状勢であ」り、採炭制限の存続は必要であるとした¹⁰⁵⁾。また組合総長の松本健次郎も送出調節策の全廃は本邦礦業界の混乱を引き起こすと主張した¹⁰⁶⁾。

加えて、筑豊炭では貯炭は増加に転じた。22年末「大小炭坑は多少炭況活気付くと見るや……競ふて出炭増加を計った形跡があるが恐ら

104) 前掲『筑豊石炭鉱業組合(二)』321頁。

く之が貯炭増加の最も大なる原因であらう」。その結果、門鉄沿線の港湾坑所貯炭は43万tに達し、引き続き増加傾向であり、昨秋に比して10万t以上も増加した¹⁰⁷⁾。

その後、2月22日の常議員会で、石炭鉱業連合会からの照会に対する回答として、「現在實際ノ調節高ト新坑扱ヒ増送高トノ合計ヲ以テ貴会ニ対スル四月以後ノ基準トシ、調節率ハ従前通り八歩五厘減ト」し、調節高は月約105万tとし、新坑其他の増送要求には、105万t以内であれば、連合会に通牒することなく、筑豊石炭鉱業組合で処理したい旨を決定した。この決定の新しい点として、従来新坑のみが増送要求の条件であったが、今回「其他各種ノ事由」についても相当の申し出を受理することにし、増送の条件を緩和し、その処理を組合内で行うとしたことであるとしている¹⁰⁸⁾。この方針は3月20日の筑豊石炭鉱業組合総会で「来ル四月ヨリ十二月迄現行率ヲ以テ継続実施スルコト」として確認された¹⁰⁹⁾。

1923年協定の問題点 1923年協定の最大の問題点は、2,853万t（月238万t）という極めて高い水準の調節高を設定したことである。表1にみるように、基準数量は前年同様で、制限率は前年10月率を継続した。前述のように22年10～12月は高い調節高の設定と相対的に低い実

送高という実績であり、送炭制限方法としては成功とはいえなかったのであるが、その水準を継承し、推定消費高2,850万tを上回るほどの高い設定となった。その理由は増送条件の緩和にあったと思われる。従来の増送条件は1922年協定の要項であった新坑開鑿または増掘であるが、かなりきびしく運用されたごとくであり、前述のように筑豊石炭鉱業組合では事実上新坑のみが増送条件であった。ところが23年協定では、筑豊石炭鉱業組合は「新坑扱ヒ増送高」を基準に加えることにし、「其他各種ノ事由」も認めることになった。かくして筑豊調節高は1,257万tと前年1,061万tに比して20万t近くも増加し、その他各地方もいずれも大幅に増加したのである¹¹⁰⁾。

1923年における送炭調節の詳細はよく分らないが、その運用の一端を筑豊についてみておこう。5月22日の常議員会では、筑豊の4月の送炭調節高105万tに対する超過25,653tの整理のため、3月現在の雑12,391tおよび3ヵ月以上送炭廃止（廃坑）30坑の13,960t、合計26,351tを当て、698tのみを4月現在の雑として残すことにした。寛大な扱いといってよからう。そしてその際、今後の増送の取り扱いは頗る困難になるとの見通しを示したが¹¹¹⁾、6月29日の送出炭調節委員会は、佐藤鉱業所、大正鉱業、三井山野鉱業所、蔵内鉱業の増送申し出の件を協議し、5炭鉱の月2万tの増送を承認した。なお、増送承認のうち10,800tは明治鉱業の3坑分であったとみられる（7月3日付承認通知）。増送審査緩和の方針は継続したのではなかろうか。またこの委員会では貯炭に関する件も協議した¹¹²⁾。

105) 「採炭制限存廃問題」『福日』1923.2.8。当然、筑豊石炭鉱業組合は送炭調節継続は炭価つり上げのためではないという意向であった（「送炭調節継続は炭価吊上の為でない」『福日』1923.3.22）。

106) 「出炭制限全廃説は肯定されぬ」『福日』1923.1.15。

107) 「増炭計画失敗」『福日』1923.1.24。

108) 前掲『筑豊石炭鉱業組合(二)』329頁。従来においても「特種ノ事情」は増送審査の対象であったが、審査基準を緩和するというのが、今回の決定の意味するところであろう。なお、新坑扱い送炭高の調節高は便宜上過去送出の最大月額数字とした。

109) 前掲『筑豊石炭鉱業組合(一)』210頁。

110) 前掲『石炭鉱業連合会創立十五年誌』表二。

111) 前掲『筑豊石炭鉱業組合(二)』351頁。

さて、1923年は調節高が2,853万tと高めに設定されたが、実送高は調節高を大きく下回る2,292万tにとどまり、「制限は有名無実と化し終った」¹¹³⁾と評されたのである。ではなぜ送炭制限が「有名無実」とされ、実送高が比較的低い水準にとどまったのであろうか。

1923年の石炭需給は、出炭が前年より125万t増の2,895万tに対して、輸入が53万t増の171万t、輸出は12万t減の159万tで、はじめて輸入が輸出を上回った。推定消費高は176万t増の2,850万tにとどまり、年末貯炭は61万t増の110万tにも達した(図2参照)¹¹⁴⁾。かかる石炭市場の軟調化にもかかわらず、炭価は5月に入っても大きく下落しなかった(図1参照)。その理由としては、採炭制限の実施に加えて、「山元の生産費関係からヨリ以上の安値では採算不引合に終る破目に陥るから」とされ、「目下炭坑夫賃銀の如き平均一円七十銭最高一円九十銭所であって坑夫賃銀の如きヨリ以下の低減は出来難いし諸掛り其他に於ても出来る限りの縮少を行つたる関係から現在の炭価にて生産費は一杯と云ふ有様であ」¹¹⁵⁾。ところが、8月になると、炭価値下げを決意するに至った鉱主も現れたようであるが¹¹⁶⁾、若松の大手筋炭商は集会して、現在以下の炭価では一切売らないことを申し合わせた模様とされた¹¹⁷⁾。

このように1923年8月までは、石炭の輸出入に示されるように東アジア市場において競争が激化し、国内石炭需給のバランスがくずれな

かで、高めの調節高設定にもかかわらず、生産費の点から値下げをもたらす出炭の拡大は限界づけられ、結果的には送炭制限を「有名無実化」させたといえよう。そして8月という時点が炭価維持努力でも限界点であったごとくである。

1924年協定の成立 このような状況のもとで、1923年9月1日に関東大震災が発生し、炭界も新たな対応を迫られることになった。

筑豊石炭鉱業組合は9月20日の常議員会で貝島の峠常議員の動議によって「関東方面ノ震災ハ石炭ノ需要減退スヘキニヨリ、此際自衛上出炭ヲ制限シ、可成港灣ヘノ送出ハ見合スヘキ旨」を申し合わせた¹¹⁸⁾。つづいて9月29日の常議員会では、明1924年の送出炭調節に関する石炭鉱業連合会の照会に対して、一転して「之ヲ撤廃スルモ現在以上ノ出炭アルニアラス、存続スルノ必要ナキニヨリ、一先ツ年末ニ於テ之ヲ廃止スルコトニ決定」するに至った¹¹⁹⁾。

この筑豊の採炭制限撤廃という方針は、関東大震災への対応として関西、北九州の工場操業の拡張を見込むとともに、採炭増加による小炭鉱撲滅をねらったものとみられた。しかし北海道、常磐は直接被害を蒙っているのでむしろ採炭制限を拡大することを希望し、そのことによって炭価維持を図ろうとした。また筑豊炭にとっても撫順炭その他の割り込みも看過できず、また京浜送りの50万tストップ等楽観は許されないとみられた¹²⁰⁾。また大阪における石炭取引も需要家の警戒心と銀行の極度の警戒による金融難によってほとんど杜絶状態に陥った。そこに常磐・北海炭の阪神市場への割り込みが図られ、筑豊炭との間で競争が激化したため、石炭

112) 以上、筑豊石炭鉱業組合『庶務事蹟』大正十二年五冊内の「常議員会」、『庶務事蹟』大正十三年四冊内の「炭坑往復」、「送炭増加承認」『福日』1923.7.1。

113) 前掲『石炭鉱業連合会創立拾五年誌』8頁。

114) 同前、表六。

115) 「炭価と採炭費」『福日』1923.5.13。

116) 「炭価値意嚮」『福日』1923.8.10。

117) 「炭価維持」『福日』1923.8.23。

118) 前掲『筑豊石炭鉱業組合(二)』375頁

119) 同前、376頁。

120) 「震災と限炭問題」『炭界不況切抜策』『福日』1923.10.6, 9。

市場は軟調となり、炭価は10月末ころには震災前に比して1万斤につき2, 3円下げた¹²¹⁾。

そこで、10月20日の石炭鉱業連合会臨時評議員総会は送出炭制限を現行率のまま24年12月まで継続することに決定し、筑豊石炭鉱業組合もこれにしたがった¹²²⁾。この現行率延長説は従来の採炭制限は「有名無実」であったが、今回の事変で小炭鉱の自滅があるので、制限厳守が妥当であろうというものであった¹²³⁾。

さらに京浜地方における過剰炭の処分問題が残されていた。京浜の諸工場の石炭消費年300万tのうち120万tは引き続き需要があり、過剰炭は180万tとなり、この180万tのうち海外炭15万tは他の消費地に差し向けるとし、また経営困難による自然的出炭減を約65万tと見積り、差引過剰炭は約100万tとされた。この100万tの処分方法として、現行調節率以外に分担調節する方針をとることになった。内訳は常磐炭30万t、北海道炭40万t、筑豊炭30万tであった。調節方法は、連合会臨時評議員総会の席上で、昨22年9月～23年8月の1ヵ年の送出炭実績を基準に11月以降北海道・常磐は8分減、九州は4分減を実施することに決定した¹²⁴⁾。

筑豊の上積み分の処分方法は、筑豊有志炭山(連合会評議員および常議員関係炭山)で負担することにし、同期間の筑豊出炭10,396,632 t

の4分は415,865 tで、有志炭山分はその約8割の30余万tであった。その実施に関して各社との間で交渉がなされたが、大正鉱業、佐藤慶太郎は従来送炭を手控えていたため、4分減は実行困難、三菱は本年11, 12月の送炭制限は不能とのことであった。そこで11月27日の常議員会では四分減問題は慎重考察を要するとして「本月以降各坑ノ送出実績ヲ見タル上研究スルコト」に決した¹²⁵⁾。なお、この件についてのその後の経過は残念ながら不明である。

1924年送炭調節問題 1923年度送炭調節は、23年調節高2,853万tに加えて22年実送残高を繰入れ、さらに関東大震災によって需要が減少して、貯炭が1,687,875 tにのぼり、結局「失敗」に終わった¹²⁶⁾。この点の反省にたつて、石炭鉱業連合会は1924年の送出炭調節問題に取り組むことになった。

筑豊では、石炭鉱業連合会の照会に対して、2月27日の常議員会で「昨年中ノ実送高ト調節高トノ差大ニシテ調節ノ実ナキニヨリ、送炭実況精査、余裕アラハ調節高引下方」を組合各坑に対して照会し、整理のうえ、連合会に回答することにした¹²⁷⁾。また3月25日の常議員会は、24年以降の筑豊炭供給高に関する連合会の照会に対して、つぎのように回答することを決めた¹²⁸⁾。24年の回答高は23年実績と25年連合会予想高とを折半して算出したものである。

	筑豊石炭鉱業組合回答	連合会予想高
1923年	1,136万t (実績)	
24年	1,168万t	1,155万t
25年	1,200万t	1,200万t
26年	同	

121) 以上、「震災後の大阪石炭市場」『東洋経済新報』1923.11.3、「石炭市場の混戦」『販路を失った石炭阪神在荷の激増』「炭商窮迫」『福日』1923.10.4, 7, 11, 8)

122) 筑豊石炭鉱業組合はこのことを10月30日の常議員会で了承し、総会に付議することなく、11月3日付総長名で通牒した(前掲『筑豊石炭鉱業組合(一)』378頁、筑豊石炭鉱業組合『庶務事蹟』大正十二年五冊内の「炭坑往復」)。

123) 前掲「炭界不況切抜策」『福日』1923.10.9。

124) 以上、KK生「関東の震災と石炭」『組合月報』1923.11、「其後の石炭界」『東洋経済新報』1923.11.24、「炭界不況対策」『炭界悪化懸念』『福日』1923.10.13, 11.3。

125) 前掲『筑豊石炭鉱業組合(一)』378～380頁。

126) 「送炭制限継続決定」『福日』1924.4.11。

127) 前掲『筑豊石炭鉱業組合(一)』387頁。

128) 同前, 391頁。

27年 1,200万 t

28年 同

このような回答をふまえて、石炭鉱業連合会は24年調節高を前年に比して約170万 t も低い26,844,731 t に決定し、各地方別の調節高を確定した。ちなみに筑豊炭は12,420,000 t であり、連合会への回答よりもさらに高く設定された。これに対して、実送高は2,474万 t、推定消費高は2,697万 t であり、ほぼ1922年度調節と同水準であったとみてよからう。しかしながら、貯炭高は22年末が約50万 t と適正水準を達成したのに対して、24年末には約120万にもものぼっており、送炭制限は成功を収めたとはいえなかった。その最大の原因は輸入の急増にあった。日本の石炭輸入高は、22年は119万 t であったが、23年171万 t と急増し、はじめて石炭の輸入が輸出（同年159万 t）を上まわり、24年には201万 t（内訳は満州114万 t、中国58万 t）とさらに増加し、国内需給バランスがくずれ、炭況は悪化したのである（図2、図1参照）¹²⁹⁾。

最大の輸入炭は撫順炭で、その輸入高は1921年の21万 t から22年58万 t、23年87万 t と増加し、24年には100万 t を突破し、109万 t に達した¹³⁰⁾。撫順炭の日本への輸出攻勢は早い時期から始まっていた。撫順炭鉱は、前述のように、1919年に立案した大增産計画を漸次実施に移したが、戦後恐慌の影響で出炭制限をよぎなくされ、出炭は20年の316万 t から21年には274万 t へと減少した。22年からふたたび増産体制を本格化させ、出炭は22年には378万 t と史上最高を記録し、その後23年488万 t、24年550万 t と急増した。露天掘を中心とした増産は採掘費の削

減を期待された。撫順炭のトン当たり直接採掘費は戦時ブーム下の20年には5.49円に達していたが、22年には2.98円まで切り下げられ、その後も2.9円台を維持した。これに対して、たとえば1923年の筑豊三菱5炭鉱炭の直接採掘費は5.642円であった¹³¹⁾。

満鉄はかかる大增産にともない積極的な販売政策を採用し、コスト削減を武器に輸出拡大を図った。上記のごとき日本への輸出急増は、撫順炭への需要の拡大と日本側における輸入組織の整備とによるものであった。たとえば、全国商業会議所会議は、撫順炭の採掘を増加し、内地輸入の増額を図るべく其筋に要望する件を満場一致で決議した¹³²⁾。石炭カルテルのもとでの相対的高炭価への反発があり、撫順炭の大量輸入への要望が根強かったのである。これに対して、満鉄側は、日本に対する輸出炭を取り扱うため、1923年4月に満鉄、南昌洋行、三井物産、三菱商事の4社で撫順炭販売株式会社（資本金800万円）を設立し、組織整備を図った。佐伯三菱商事若松支店長によれば、同社は販売機関を統一しただけで、別に侵略を目的としたものではなく¹³³⁾、また三井、三菱両社はそれぞれのシェアに対して販売するとされたが、三井物産の撫順炭の取り扱いシェアは、1922年の8.3%から23年の18.1%、24年24.5%と急増した。したがって撫順炭輸入の急増は三井物産の内外における石炭取引上の優位によって実現した部分が大

131) 以上、前掲『南滿洲鉄道株式会社第二次十年史』、三宅亮三郎『撫順炭坑特別会計ノ提唱』大正十四年十月、撫順炭礦会計課石山淳一『筑豊炭山視察報告書』大正十三年六月（『石炭研究資料叢書』第13、10輯、1992、1989年所収）。

132) 「撫炭増掘要望と内地炭業界」『福日』1923.6.1。
133) 「撫順炭販売会社設立影響」『福日』1923.3.24。

134) 山崎広明『三井物産論』（日高普他編『マルクス経済学 理論と実証』東京大学出版会、1978年）192頁。

129) 前掲『石炭鉱業連合会創立拾五年誌』表二、表五、表六。前掲『送炭制限継続決定』『福日』1924.4.11も参照。

130) 前掲『石炭鉱業連合会創立拾五年誌』表十。

きいといえよう¹³⁴⁾。

以上によれば、かかる輸入の急増は、撫順炭の例にみるように、わが国の炭鉱業が大戦期の炭価の暴騰、戦後恐慌後のカルテル活動の強化などによって次第に競争力を弱体化させたのに対して、海外炭は大規模な炭鉱開発による生産増強などによって競争力を強めたためであるとともに、三井物産など大手商社がカルテル活動による取引高の停滞状況を突破するべく輸入増大に努めた結果でもあり、カルテル体制下における生産・販売両サイドの利害対立のもたらした帰結でもあった。

1925年送炭制限の撤廃 上述のように撫順炭をはじめとする輸入炭の増大のなかで、送炭調節が効果を発揮しえないという状況が明白となり、1925年度調節問題は撫順炭の輸入制限問題とからめて早い時期から再検討されることになった。

1924年に入って撫順炭輸入問題はいつそう深刻になった。24年の撫順炭輸入は年初に120万tと推定された¹³⁵⁾。これに対して、炭鉱業界はあげて撫順炭の輸入制限を要求した。北炭の磯村専務は「石炭界に於ける重大問題は外国炭の輸入である撫順炭及び開平炭の我が市場に向って侵入するがために我が石炭界が夥しき脅威を蒙って居るのは事実である之を制限し内地炭業者の不利なる立場を救済せねば我が炭業界は愈々不振とな」ってしまう、と懸念の意を表し、撫順炭の輸入制限問題を改めて提起した¹³⁶⁾。また筑豊石炭鉱業組合では従来から撫順炭の出炭制限協定への参加を働きかけてきたが、24年6月の護憲三派内閣成立にともない、満鉄社長が福岡県人で筑豊方面とも馴染みの深いとされる安

広伴一郎に交代したのを機に、撫順炭の輸入制限を陳情することになった¹³⁷⁾。

送炭調節では、1924年8月27日の筑豊石炭鉱業組合常議員会は、石炭鉱業連合会の照会に対して、12月までで廃止と回答することに決定した¹³⁸⁾。これに対して、筑豊石炭鉱業組合内には送出炭調節体制を強化すべきであるという少数意見も存在した。1925年1月27日の常議員会において、常議員西岡貞太郎（帝国炭業）は出炭1tにつき10銭を積み立てて調節資金とし、廃休止炭鉱には1tにつき70銭～1円の補助金（補助期間6ヵ月）を交付するなどの議案を提出した。同会では、徴収金その他実行にははなはだ困難な点が多いとされ、議決には至らなかったが、意見の提出があったことを総長が連合会会議の際に話しておくことになった¹³⁹⁾。

なお、1924年後半の増送申出の事例として、24年8月27日付の明治鉱業の申出をみておこう。明治鉱業は23年7月3日付で新坑扱いの3坑分月額増送10,800tの承認を受け（前述）、同社調節月額75,810tとなった。その後「作業予定通りニ進マズ」、23年7月～24年2月は調節高に対し累計68,648tの不足で打ち切りになった。ところが24年3月より「前記新礦ノ事業漸ク進展仕リ」、3礦月額各3,000tの増送申出となった。そのうち赤池新礦を紹介しよう。

増送月額	3,000 t
現在調節高	4,800 t
出炭実績	
1924年 3月	7,001 t
4月	6,273 t
5月	6,110 t

135) 「撫順炭輸入数量」『福日』1924.2.9。

136) 「小炭鉱業者の苦境」『福日』1924.5.16。

137) 「撫順炭の輸入制限」『福日』1924.6.27。

138) 前掲『筑豊石炭鉱業組合(二)』425頁。

139) 同前、432頁。

6月 6,020 t

7月 6,336 t

出炭予定

1924年9月以降

1925年3月まで月額 8,000 t

他の2礦分もほぼ同様であり、この事例は、計画的増産が一定の段階に到達した時点で今後の増産分も含めて増送申出がなされたことをよく示している¹⁴⁰⁾。

さて、これら送炭制限問題と撫順炭の輸入調節策とが1924年10月に大連で開催の石炭鉱業連合会評議員総会における中心議題であった。このうち送炭制限問題では、各社、各地域の利害、思惑が複雑に交錯した。9月8日の委員会打ち合せ会で筑豊は撤廃を主張したが、北海道は撤廃反対、常磐は撫順炭の内地輸入制限という条件付で賛成であり、まとまった成案を得ることができなかった¹⁴¹⁾。撫順炭輸入問題では、24年9月に撫順炭対策委員会を設置し、満鉄側との数回の交渉の結果、撫順炭の輸入は内地炭需給範囲内の供給不足額とする、という撫順炭輸入数量に関する協定が25年以降実施されることになった。この協定成立を受けて、10月10日の連合会総会では、送炭調節を24年末まででひとまず廃止することを決議した¹⁴²⁾。

140) 前掲『庶務事蹟』大正十三年四冊内の「炭坑往復」。

141) 「限炭撤廃不一致」『福日』1924.9.12。撤廃論は、三菱筑豊礦業所長村上伸雄によれば、各炭鉱とも制限以下の制限を行っており、ほとんど有名無実の有様であるから撤廃されるべきという主張である（『最近の炭界』『福日』1924.8.31）。

142) 前掲、松尾「日本における石炭独占組織の成立」68～9頁、「明年の石炭需給観」上下『福日』1924.11.6, 7。また開平炭に関しては、五社販売協定が継続していた。なお、松本筑豊石炭鉱業組合総長は大連の石炭鉱業連合会からの帰国直後に、撫順炭が続々輸入されるようになると、内地炭は全滅の外はないと語った（「満州炭を輸入すれば内地炭は全滅する」『福日』1924.10.14）。

かかる満鉄側の態度転換には撫順炭鉱の経営をめぐっての内部事情が伏在していた。前述のように撫順炭は積極的な拡大策によって低い直接採掘費を実現していたが、そのことが必ずしも競争力の強化にはつながらなかった。1923年の山元実際原価では、撫順炭は6.040円、筑豊炭はおよそ6～8円であり、同年における積出港までの平均トン当たりコストをみると、撫順炭（切込）の大連コストは11.580円、筑豊三菱5炭炭（切込）の若松コストは9.421円であり、撫順炭が必ずしも有利とはいえなかった。1924年度の撫順炭鉱の鉱業利益は原予算に比して148万円減の970万円となったが、それは輸出炭および船焚炭の手取減によるとされた。撫順炭の分野別販売利益（トン当たり）は、高い順に地売3.71円、社用3.11円、船焚1.26円（前年1.33円）、輸出1.04円（前年1.77円）であり、輸出は前年より大きく低下し、最低となった。このような撫順炭をめぐるとの問題点はじつは撫順炭の会計システムにも起因するところが大きかったようである。撫順炭鉱会計課長によれば、撫順炭の会計システムは、予算取りの弊害、金利の軽視、採炭部と販売部との分離、社内鉄道運賃・社内消費炭価の設定方式の問題などをかかえており、採炭部と販売部とを連結し、「独立企業」的会計とし、金利・償却・鉄道運賃・社内炭価を適切に本社と協定するという「撫順炭坑特別会計」が提唱された。この「撫順炭坑特別会計」は実現をみなかったようであるが、ともあれ撫順炭の対日輸出は1924年には「悲観材料多ク」、転機を迎えていたことだけは確認できよう¹⁴³⁾。石炭鉱業連合会と満鉄との撫順炭輸入制限協定の成立によって、かかる撫順炭側側の

143) 以上、前掲『撫順炭坑特別会計ノ提唱』、『筑豊炭山視察報告書』による。

事情が有力な要因といえよう¹⁴⁴⁾。

かくして1925年度は送炭制限が撤廃されることになり、石炭の生産カルテルをめぐる状況は大きく転換することになったのである。

IV 小 括——送炭制限論

最後に石炭鉱業連合会の送炭制限について総括し、結びとしよう。石炭鉱業連合会の送炭制限の枠組みの基本は、需要予測に基づき、供給を合わせるように調節するというもので、輸出入および貯炭の動向をにらみつつ、送炭高を定め、標準高およびそれに対する制限率を設定した。全国送炭高を各会・組合別に配分し、各会・組合は所属炭鉱別に基準高に制限率を乗じて調節高を設定し、その順守を求めた。この調節高は上限を定めたもので、超過した場合には、罰則はなかったが、会・組合の権威と有力者による調整とによって順守を強く迫った。新坑その他による増送は各会・組合の承認が必要であり、厳しい利害調整の場となった。各会・組合にとっては、増送分が休廃坑分で埋め合わされる限り、とくに問題はなかったが、増送分が超過する場合には、連合会の承認が必要であった。

さて、全国的な送炭制限協定は戦後恐慌による炭価の崩落に対処するため、1921年5月より1ヵ年に限定して始まった。当初の送炭制限は、筑豊の例にみるように炭鉱を単位にかなり厳格に実施され、巨額に達していた貯炭を急速に減少させ、炭価は21年夏には底を打ち、同年秋には一定の回復を示すまでになり、短期的な恐慌

対策としては成功したといえよう。

かかる貯炭の減少、炭価の反転は送炭制限の緩和・撤廃論を台頭させた。その後の送炭制限をめぐる動きは、継続を図る業界主流と緩和・撤廃を主張する業界非主流及び中小炭鉱との対立のなかで、妥協によって送炭制限の緩和がしばしば実施されるというものであった。時期をおってみよう。

1922年の送炭制限は、制限率が2回も変更されるなど動きが激しかった。5月から当初制限率へ復帰し、その後貯炭高はほぼ40万t台で推移し、10月からは制限率が当初の半減となったが、従来の基準高を継承しており、貯炭高も40万t台で推移し、炭価も年末に向けてやや回復をみせ、送炭制限はなお有効であった。

このような動きを逆転させたのは、①1923年2月の石炭鉱業連合会による高めの調節高の設定であり、②撫順炭を中心とする輸入の急増であった。その結果、貯炭は23年4月以降急増し、10月には100万tを突破し、その後も高い水準で推移した。貯炭の増加にあわせて炭価も下落に転じ、炭況は不振に陥り、関東大震災がさらに拍車をかけた。このようななかで、1923年の実送高は高めの調節高の設定にもかかわらず前年に比してあまり増加せず、調節高を大きく下回り、送炭調節としては「失敗」であった。しかしその「失敗」には、実送高が市場の動きに押されてあまり伸びなかったという側面もあり、ただちに送炭調節が「有名無実化」したとはいえない。しかし震災対策として検討された緊急送炭制限が筑豊で有力炭鉱の同意を取り付けることができなかったことは、増産への意欲がきわめて根強いことを示しており、送炭調節が「有名無実化」した端的な現れであるといえよう。にもかかわらず全体としてあまり増産に至らな

144) なお、松尾純広は協定成立の背景として撫順炭販売(株)の設立によって撫順炭の内地販売に大きな位置を占めるようになった三井物産、三菱商事の力があつたことをあげている(前掲「日本における石炭独占組織の成立」68～9頁)。

かったのは、撫順炭などの輸入圧力のなかでの国内炭鉱の生産力的基盤の弱さのためであろう。ここに輸入炭との調整および生産力基盤の強化が新たな課題として登場してきた。

1924年の送炭制限は、前年度より調節高を引き下げ、かかる課題に真剣に取り組むことになった。すなわち、送炭制限を進めつつ生産力基盤の強化を図ることが追求されたが、両課題の同時追求は困難であり、筑豊では早い時期に送炭制限の廃止を決め、石炭鉱業連合会も満鉄との撫順炭輸入制限協定の成立をまって1925年の送炭制限廃止を決定した。このことは送炭制限の「有名無実化」というよりは、むしろ生産力基盤の強化による新たな再編の道を積極的に選

択したといえよう。

以上要するに、石炭鉱業連合会の送炭制限は1922年末まではかなり有効に機能しており、送炭制限の「有名無実化」が顕在化したのは、1923年9月の関東大震災以降のことであったが、それは有力炭鉱の増産意欲の明確化を通して明らかになり、輸入炭との競合によって炭鉱の生産力基盤の強化が新たな課題となるに至ったのである。そして1924年の時点で送炭制限と生産力基盤の強化との同時追求が困難であることが明確になるに及んで、石炭鉱業連合会は送炭制限を廃止し、生産力基盤の強化による新たな再編の道を選択したのである。